

令和5年2月24日

保険料率改定についてお知らせ

保険料率の設定が、事業所にお勤めの方は令和5年3月分保険料から、任意継続被保険者の方は令和5年4月分保険料から下表のとおり変更致します。

【変更前】

保 険 料 率		【 負 担 割 合 】	
健康保険料	104 / 1000	基本保険料	63.878 / 1000
		特定保険料	38.952 / 1000
		調整保険料	1.17 / 1000
介護保険料	17 / 1000	事業主	52 / 1000
		被保険者	52 / 1000
介護保険料	17 / 1000	事業主	8.5 / 1000
		被保険者	8.5 / 1000

【変更後】 ※昨年度より料率には変更はございませんが、健康保険料の内訳が変更となります。

保 険 料 率		【 負 担 割 合 】	
健康保険料	104 / 1000	基本保険料	60.927 / 1000
		特定保険料	41.973 / 1000
		調整保険料	1.1 / 1000
介護保険料	17 / 1000	事業主	52 / 1000
		被保険者	52 / 1000
介護保険料	17 / 1000	事業主	8.5 / 1000
		被保険者	8.5 / 1000

- 基本保険料 . . . 当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
- 特定保険料 . . . 高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
- 調整保険料 . . . 全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料

※ 介護保険2号被保険者（満40歳～65歳未満）以外の被保険者は健康保険料のみとなります。